

(別表 1)

■事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

1. 町の現況

(1) 位置及び地勢

- ・平成 18 年(2006 年)3 月 27 日、八森町と峰浜村の合併により八峰町が誕生。
- ・町は日本海沿いの秋田県最北端に位置し、北は青森県深浦町、南は能代市に接し、東側には世界自然遺産「白神山地」がそびえ立ち、それを源として塙川、水沢川、泊川、真瀬川、小入川などの清流が日本海に注いでいる。
- ・東西が約 19 km、南北が約 24 km、総面積は 234. 19 km²で、うち 80%が森林で占められ、農地のほとんどは旧峰浜村にあり、およそ 8%程となっている。
- ・海岸線は 24Km にも及び、南部(旧峰浜村)は砂浜、北部(旧八森町)は起伏に富んだ岩礁地帯で、そのエリアは「八森岩館県立自然公園」に指定されている。このように、八峰町は、県立自然公園を有し、世界自然遺産を背景にした自然豊かな地域であり、平成 24 年には、日本ジオパークに認定されている。

(2) 地 質

- ・町の北部には大鉢流山、真瀬岳おおぼちながれやまが東西方向に並び、白神山地の一部を形成し、その分水嶺が秋田・青森県境となっている。この山々はいずれも壮年期の急峻な地形となっている。
- ・また、八森海岸には海岸段丘堆積層が発達しており、高位、中位、低位の三段丘が認められる。高位段丘は東南部に狭小に分布し段丘の海拔は 180～70m、中位段丘は東山麓縁辺部に点在し段丘面の海拔は 80～40m、いずれも礫及び砂からなる。低段丘は連続して約 500mの幅をもち海岸線に沿って分布し、段丘面の海拔は 50～20mで海岸線に向かって緩傾斜しており、礫及び砂を主として粘土を伴う。沖積段丘は、小入川・真瀬川・泊川の河口付近にわずかにみられ、礫・砂及び粘土からなる。
- ・峰浜地区の地形は、火成岩、第 4 紀古層(約 260 万年前から現在)で、低地は褐色低地土や黄色土等の比較的生産力の高い土壌からなっている。台地・丘陵地は火山灰土によって構成されている。海岸地は砂土・礫壤土・殖壤土で、一部礫層を含み深度は浅い地質となっている。また、海岸は能代砂丘せきこの北壁に連なり、海一砂丘一潟湖一平野一山間山岳部といった多彩な地形を成している。

(3) 気 象

- ・八峰町の気候は、四季の移り変わりが明瞭で、年間の平均気温は 11. 5℃である。春から夏にかけては、東寄りの風、最大 10m前後、時にはそれ以上となり、出羽丘陵から吹き降ろす際のフェーン現象によって湿度は 20%前後に低下することもしばしばある。秋から冬にかけては、日本海特有の西寄りの風が強く、15mないし 20m前後の季節風が吹き荒れる。

- ・降雪期は11月下旬から3月中旬頃までであり、積雪は平野部で10～50 cm、山間部では100 cm以上となる。3月の融雪期には、^{きょうあい}狭隘な道では自動車の通行に困難をきたすことがしばしばある。また、毎年数度の台風が接近し、通過時には、乾燥あるいは最大風速20m前後の暴風に見舞われる状況である。
- ・八峰町は、春季の4月から6月にフェーン現象による乾燥と、秋冬季の11月から3月までの季節風の影響と採暖期の重なり合い等で、火災発生並びに大火の誘因が危惧される気象概況となっている。

※気象庁の観測データ(気象平均値)

観測地点 八森(北緯：40度24.8分、東経：139度56.9分)

標 高 34m

区 分 アメダス

区 分	降 水 量 (mm)	平均気温 (℃)	日 最 高 気温(℃)	日 最 低 気温(℃)	平均風速 (m/ s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1987 ～ 2010
資料年数	30年間	30年間	30年間	30年間	30年間	23年間
1月	90.3	0.5	3.0	－2.1	3.6	30.8
2月	61.6	0.7	3.2	－2.0	3.4	53.4
3月	79.9	3.5	6.7	0.1	2.8	106.7
4月	97.3	9.0	13.0	4.8	2.3	153.5
5月	122.9	13.8	17.7	9.8	1.9	169.1
6月	102.0	18.1	21.9	14.4	1.5	164.4
7月	179.8	21.9	25.4	18.8	1.4	147.1
8月	164.9	24.0	27.8	20.3	1.5	174.8
9月	153.5	20.0	24.1	15.9	1.8	145.2
10月	143.2	14.3	18.1	10.3	2.3	128.3
11月	143.4	8.4	11.8	5.0	3.0	72.9
12月	118.7	3.3	6.1	0.5	3.4	37.3
年平均値	1,464.0	11.5	14.9	8.0	2.4	1,383.5

(4) 人口動態

- ・国勢調査による本町の人口は、出生者数が死亡者数を下回る自然的人口減に加え、若年層などの町外流出による社会的人口減も著しく、定住対策は大きな課題となっている。
- ・また、総人口に占める65歳以上の高齢者比率は、平成27年国勢調査で41.7(平成22年：35.8%)%となっており、さらに団塊の世代が占めている人口の割合を勘案すれば、高齢者人口の急増は必然的な現象であり、この現状と将来の動向を踏まえ、災害時における高齢者等要援護者を対象とした対策を早期に策定し、かつ実施に向けた具体的な行動計画が不可欠となっている。
- ・例えば、避難所等における高齢者等の支援として「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」などに対する十分な配慮をはじめ、避難所として様々な宿泊施設(温泉施設等)の一時借り上げや応急仮設住宅への優先的入居、さらに平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関との連携強化などが高齢者等への支援対策として挙げられる。

※人口及び世帯の推移《国勢調査》

(単位：人、%、世帯)

調査実施年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数(人口)	10,138	9,698	9,012	8,220	7,309
■ 0 ～ 14 歳 (A)	1,475	1,260	1,005	812	590
■ 15～64 歳	6,292	5,664	5,060	4,469	3,673
うち 15～29 歳 (B)	1,361	1,226	980	710	572
■ 65 歳以上 (C)	2,367	2,774	2,947	2,939	3,046
うち 75 歳以上 (D)	945	1,159	1,477	1,680	1,678
(A)／総数 年少者比率	14.5	13.0	11.2	9.9	8.1
(B)／総数 若年者比率	13.4	12.6	10.9	9.6	7.8
(C)／総数 高齢者比率	23.3	28.6	32.7	35.8	41.7
(D)／総数 後期高齢者比率	9.3	12.0	16.4	20.4	23.0
世 帯 数	2,961	2,996	2,984	2,870	2,706

※平成 17 年までは、旧峰浜村と旧八森町の合計数値

(5) 産業別就業者数

- ・本町の就業者数は、若年層の町外流出、高齢化の進行などにより、著しく減少してきている。特に、第一次産業の農業、第二次産業の建設及び製造業関係の就業者が減少しており、第三次産業では、公務と医療・福祉関係が増加しているものの、サービス業等が減少しており、比率は 53.2%と高くなっているが、就業者数は横ばいとなっている。
- ・このように、地域全体の就業者の減少と高齢化の進行により、災害時における人員の確保等に課題があり、自助とともに住民による自主防災組織の設置や育成などが重要になっている。

※産業別就業者数《国勢調査》

(単位：人、%)

調査実施年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	5,641	5,393	5,040	4,507	3,933	3,643
一次産業	人数	1,495	1,180	1,081	802	749
	比率	26.5	21.9	21.4	21.1	21.1
二次産業	人数	2,257	2,123	1,894	1,430	914
	比率	40.0	39.4	37.6	31.7	25.7
三次産業	人数	1,885	2,085	2,065	1,959	1,892
	比率	33.5	38.7	41.0	51.6	53.2

※第 1 次産業 農林漁業などの作物を作ったり採取する産業

※第 2 次産業 工業や建設業、鉱業などの加工する産業

※第 3 次産業 商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など

(6) 土地利用の現況

- ・本町の土地利用においては、山林と原野が町全体面積の9割を占めており、管理の行き届かない森林が目立つことから、保水や治山などの森林の多面的な機能の確保を図らなければならない。また、農用地においても、中山間地での耕作放棄地が増加していることから、豪雨等による災害の拡大が懸念される。

※土地利用の状況《平成27年現在》

(単位: ha)

地 目	田	畑	宅 地	山 林	原 野	その他	合 計
面 積	1,577	170	296	18,690	2,584	97	23,414

田、畑、山林は「農林業センサス」宅地、原野等は「土地に関する概要調書」

2. 想定される地域の防災リスク

- ・近年、短時間豪雨や局地的豪雨が増加傾向にあり、土砂災害や中小河川等の急な増水による浸水等の災害が多く発生している。
- ・そのため、洪水、土砂災害、高潮、暴風・竜巻、積雪などの一般災害の様々な態様に対し、万全な対策が必要となっている。特に、避難勧告や避難指示等の具体的な発令基準の整備、避難行動要支援者対策は、災害による人的被害を防ぐ対策として非常に重要となっている。
- ・町及び防災関係機関は、一般災害に関する予防対策を着実に推進するとともに、住民避難を軸とした、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な防災対策を推進していく必要がある。

(1) 水 害 (地域防災計画)

- ・本町の河川は、急峻な山地であるため流路延長が短く、局地的な豪雨で急激に水嵩が上昇するおそれがある。また、河川幅と堤防高に余裕が少なく、河川や河川堤防における水防上注意が必要な「重要水防区域」に、県管理河川の真瀬川、水沢川、塙川の7カ所が指定されている。
- ・水沢川は、平成7年に水沢ダムが整備され、河川改修とともにダムの放流調整により水害の発生は軽減されているものの、町の管理河川は護岸の老朽化が進んでおり、集中豪雨等の際、流域周辺で小規模な水害がたびたび発生している。
- ・そのため、避難判断水位の設定し、行政と地域住民等が一体となり、現地確認、避難訓練の実施など、平時から連携して避難対策等に取り組むこととしている。

(2) 土砂災害 (地域防災計画／※ハザードマップは、別紙P15～P28)

- ・土砂災害は、主として「急傾斜地崩壊」「地すべり」「土石流」の3つに大別され現在、急傾斜地崩壊危険区域が67箇所、地すべり災害危険区域が8箇所、土石流危険渓流区域が22箇所指定されている。
- ・急傾斜地については、災害防止工事が施されてきているが、さらに現地調査を行い、防止工事の継続・拡大を国、県に要望しており、町民に対しても、急傾斜地周辺に住宅等を建設することを極力避けるよう協力をお願いしている。
- ・また、集中豪雨や大雨等による河川の氾濫又は崖崩れによる道路の遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため、交通障害の防止対策が必要である。
- ・なお、令和3年3月に、土砂災害ハザードマップを作成した。

(3) 火 災（地域防災計画）

- ・本町は、日本海特有のフェーン現象などの気象条件により、火災の状況に大きな影響を受けている。
- ・本町の過去5年間の火災の発生状況は下表のとおり。近年は生活様式の多様化に伴い、暖房等の器具によるものに限らず、電気機器や配線等に起因する火災も見られる。また、全国的に火災による死傷者の半数以上が高齢者となっている。
- ・このように複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても町民の安全を確保するため、消防力の充実強化と防災に強い町づくりをはじめ、町民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

※八峰町の火災の状況（各年1月～12月）

単位：件、千円

	項 目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
八 峰 町	出火件数(合 計)	5	2	3	2	5
	うち (建 物)	2	0	3	1	4
	うち (その他)	3	2	0	1	1
	損害額計	2, 268	10, 067	24, 161	75	18, 327
※ 県 全 体	出火件数(合 計)	373	311	266	291	356
	うち (建 物)	211	191	166	166	198
	うち (その他)	162	120	100	125	158
	損害額計	1, 351, 620	2, 590, 324	839, 592	611, 156	1, 127, 585

資料：秋田県消防防災年報

(4) 雪 害（地域防災計画）

- ・本町は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき「豪雪地帯」に指定されている。この法律は、「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより当該地域の産業と民生の安定向上に寄与すること」を目的に制定されたものである。
- ・また、本町には「雪崩危険箇所」が29カ所指定されている。雪崩は、急傾斜地と積雪が存在する地域では、どこでも発生しうる危険性をはらんでいる。
- ・近年町では、冬期の降雪や暴風雪による道路障害、建築物の破損、また融雪期には水害も発生しており、河川付近や農業用水路周辺の住宅地等は警戒しなければならないと同時に、町民と一体となった組織的な融雪対策をとる必要がある。

(5) 風 害（地域防災計画）

- ・風害は、台風による強風や冬期の季節風による強風、竜巻などによる突風により生じている。
- ・台風や強風による被害は農作物に多く、果樹の落下、稲の倒伏等があげられる。また、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、これらの飛散物による人的被害にも十分注意し、警戒する必要がある。
- ・一方、突風(竜巻)は、突如発生するため、被害地区の予測は難しいが、発生すると強烈な風が家屋や農業用ハウス等を襲うため、局地的に大きな被害が出たこともある。

(6) 感染症（八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画）

- ・平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、平成25年6月には「政府行動計画」が策定された。
- ・それに伴い、秋田県では平成26年1月、八峰町では同年9月にそれぞれ「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。
- ・これまで多くの治療薬(ワクチン等)が開発されてきたが、ある程度の予防が可能な季節性インフルエンザであっても、年間1千万人くらいが感染し、細菌性の肺炎や持病の悪化で1万人程度が亡くなっているのが現状である。
- ・令和2年には、致死率や感染率が季節性インフルエンザや2009年の新型インフルエンザより高い、新型コロナウイルス(DOVID-19)が世界中に蔓延し、治療薬(ワクチン)の開発が進まないなか、令和2年末までの1年間で、全世界での感染者数はおよそ8,342万人(日本:234千人)、死者181万人(日本:3,460人)にものぼり世界を震撼させた。
- ・本町では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、「八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき現在も感染予防に取り組んでいるが、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、町行動計画の変更を適時適切に行うこととしている。
- ・なお、国内外で鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）が人で発症した場合の対応については、町行動計画の参考として「鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応」で別に示す。

(ア) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、日本国内への侵入は避けられない状況にある。病原性が高く、まん延の恐れのある新型インフルエンザ等が発生した場合は、町民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。
- ・新型インフルエンザ等で町民の多くが患い、更に患者の発生時期が偏った場合、医療機関の対応能力を超えてしまい、危機的状況に陥いることから、町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。②町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。の2点を主たる目的として具体的な対策を講じていく。なお、対策の実施に当たっては、り患者が特定できる情報が流出し、感染者等への誹謗中傷等が無いよう、基本的人権の尊重を念頭に置き進めていく。

(イ) 一般事業所に求められる対応

①新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行う。②新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止のため一部事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。③緊急事態宣言が行われた場合は、施設の使用制限や催物の開催制限など、新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

(ウ) 町民に求められる対応

①新型インフルエンザ等について、予め情報や知識を収集し備えるとともに、季節性インフルエンザでも行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。②新型インフルエンザ等の発生

時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める。③緊急事態宣言が行われた場合は、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための協力要請に協力する。

(エ) 予防・まん延防止

- ・ 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状、新型コロナウイルスは発熱、咳、味覚障害などの症状が現れる。これらの原因となるウイルスや細菌などの病原体は、全て人から人、あるいは人と人以外の動物との間で感染を繰り返しながら生き続け、さまざまな経路から体内に侵入します。
- ・ これらの、感染経路は感染症の種類によって違うが、主に下記に示す「飛沫感染」「接触感染」「空気感染」いずれかによるものが大半を占めます。

◎飛沫感染

- ・ 会話や咳やくしゃみをする時、口から細かいしぶき（飛沫）が飛び散りますが、この飛沫の中に病気の原因となる細菌やウイルスなどの病原体が含まれていた場合、それを吸入することにより感受性のある人の気道の粘膜や目の粘膜から侵入し感染するのが飛沫感染です。

《飛沫感染対策》 ➡ マスクの着用、ゴーグル、フェイスシールド着用、3密（密閉、密集、密接）を控える＋ソーシャルデスタンスを保つ

◎接触感染

- ・ 医療関連感染の中では最も頻度が高いとされる感染経路で、感染者から排出された細菌やウイルスなどの病原体を含む唾液や体液（汗は除く）、分泌物、排泄物などにより、病原体に汚染されたものに触れることによって起こる感染で、それらに直接触れることでも物を介して間接的に触れることでも起こる。
- ・ ただし、感染の多くは手や腕から直接感染するのではなく、口や鼻、目の粘膜から体の中に侵入します。

《接触感染対策》 ➡ 手洗い、防護服着用、清掃・清拭・除菌など

◎空気感染（飛沫核感染）

- ・ 会話や咳やくしゃみをする時、口から細かいしぶき（飛沫）が飛び散ります。この飛沫が空気中を飛行しているときに水分が蒸発などによって乾燥して、飛沫核という飛沫よりもさらに微少な微粒子となり長時間浮遊します。この飛沫核に病気の原因となる細菌やウイルスなどの病原体が含まれていた場合、それを吸入することにより感受性のある人の気道の粘膜から侵入し感染します。

《空気感染対策》 ➡ N95マスクの着用、ワクチン接種（麻しん、結核菌、水痘）

(7) 地震・津波（地域防災計画／※ハザードマップは、別紙P5～P14）

- ・ 平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震などの過去の災害を教訓に、防災計画等の修正が行われてきたが、平成23年の東日本大震災で、今まで想定していなかった巨大な津波の襲来により、堤防の破壊、建物の倒壊、多くの人命が奪われるなど、多方面にわたり甚大な被害がもたらされた。このため、これまでの防災計画を大きく見直し、町民・民間事業所等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、地震・津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、大規模地震災害で被害を受けたとしても町民の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸とした、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な地震災害対策を推進している。

(ア) 地震災害と活断層

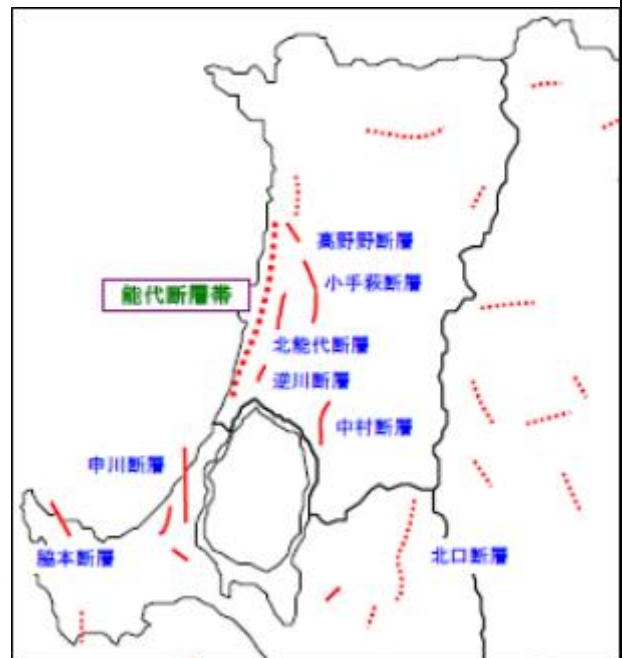
- ・大地には常に大きな力が加わり、地面は長い間その力に耐えてるが、限界を迎えたときに地面にヒビが入りずれが生じる。そのずれた面を断層といい、多くの場合はずれる時に地震が発生する。地質年代の第4紀(400万年～現在)において繰り返し活動し、将来も活動することが推定される活断層は、県内に約43あるが、活動性については未だ多くが解明されていない。
- ・活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でM7クラスを超える地震が発生した場合津波が発生する。また、陸域の活断層による地震(内陸直下型地震)は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さい地震でも被害が大きくなる場合がある。

(※1991 新編「日本の活断層」)

地 域 名	断 層 名	確 実 度	活 動 度	長さ(km)
能代平野	高野野断層	I (活断層確認済)	B (変位速度が中)	1. 5
	小手萩断層	I (活断層確認済)	B (")	6. 0
	北能代断層	III (活断層可能性あり)	B (")	4. 2
	能代断層	I (活断層確認済)	A～B (" 高)	22. 0

(イ) 能代断層帯

- ・能代断層帯は、八峰町横間を北端とし、南端は南秋田郡五城目町まで連続し、南北に走る幅8kmにわたり出現する断層帯であり、長さは50km、断層帯の東側(上盤)が相対的に隆起する逆断層である。この断層帯は、長短合わせて10数条の断層から構成され、全体として撓曲や褶曲のものが複雑に交じり合っている。
- ・上表及び右表は、1991年の資料であるが、2005年に地質調査委員会による調査が行われ、新たに発見された断層に加え、大きく改訂されたものが多く、町及び周辺の断層は次のとおり。



(1991 新編「日本の活断層」)

- ①八森沖の推定活断層(海底、8km)
- ②八森断層(15.5km): 新称
- ③畑谷断層(8.5km): 新称
- ④高野野断層(4km)
- ⑤大槻野断層(3km): 新称
- ⑥能代断層(うち北部14km)
- ⑦常盤断層(3.5km)
- ⑧小手萩断層(8.5km)
- ⑨久喜沢断層(2.5km): 新称
- ⑩鶴川断層(うち北部3.0km): 新称
- ⑪志戸橋断層(うち北部3.0km): 新称

- ・能代断層帯の将来の活動についてみると、能代断層は1694年に活動したと考える場合、しばらくの間は活動し地震を起こす可能性は低い。しかし、主断層の一つとして考えられる北部の八森断層についての将来の活動を評価するには活動履歴の情報が無い。合せてそれらより内陸部に出現している長短様々の断層群や海域に推定された断層についても同様に活動履歴の情報が全くない状態である。主断層とそれ以外の断層群の連動性やセグメント問題など課題は山積している。今後の地震防災上の観点からも、平野下の地下構造探査のみならず地表近傍での地形地質調査によって個々の断層の活動履歴を明らかにし、次期直下型地震の発生予測に関する検討会を早急にする必要があるとしている。

(ウ) 日本海中部地震

- ・秋田県で歴史文献等に記録されている被害地震は多くあるが、近年では1983年（昭和58年5月26日）に起きたマグニチュード7.7の日本海中部地震による被害が甚大で、震度5を記録し、本町沿岸に津波が襲来し、八峰町内だけでも死者15名、建物、商工業、農林水産、土木被害などその被害額は、49億3千万円にも及んだ。

※日本海中部地震の概要

発 生 日 時		昭和58年5月26日 11時59分57秒	
震 源 地		秋田・青森県境沖 100km 深さ約14km 北緯40度22分 東経139度04分	
規 模		マグニチュード7.7 震央から100～130kmの秋田、深浦で震度5の強震	
津 波		第1波 12:15頃（岩館漁港） 12:26頃（水沢浜） 波の高さ 14m（水沢浜）	
被害の状況		【旧八森町】	【旧峰浜村】
人 的 被 害		■死者10人 ■負傷者20人	■死者5人 ■負傷者1人
建物被害	住 家	■全壊16棟 ■半壊34棟 ■流失1棟 ■一部破損64棟 ■床上浸水48棟 ■床下浸水48棟 ■被災世帯 227世帯 ■被災者数 836人 被害額：350,920千円	■半壊1棟 ■一部破損9棟 ■被災世帯 16世帯 ■被災者数 68人 被害額：31,900千円
	非 住 家	■227棟 被害額：144,040千円	■39棟 被害額：8,000千円
	文教被害	■中学校1 ■小学校2 ■保育園1 被害額：2,804千円	■小学校3 被害額：1,709千円
商工業被害		被害額：494,455千円	被害額：48,280千円
農林被害	農 地	■陥没・冠水 9.75ha 被害額：14,163千円	■隆起・陥没・冠水 103.1ha 被害額：405,450千円
	林 務	■林道・治山 6件 被害額：19,199千円	■林道・治山 12件 被害額：47,790千円
	施 設	■2箇所 被害額：3,759千円	■30箇所 被害額：33,700千円
水産被害	漁船漁具	■漁船216隻 ■漁具(建物)35 被害額：979,250千円	■漁船34隻 ■漁具31 被害額：107,980千円
	施 設	■港湾2 ■海岸施設3 被害額：1,493,000千円	■2箇所 被害額：101,350千円

土木被害	砂 防		■11 箇所 被害額：414,000 千円
	道 路	■14 箇所 被害額：80,339 千円	■11 棟 被害額：1,200 千円
	河川橋梁	■3 箇所 被害額：2,050 千円	■4 箇所 被害額：29,514 千円
その他被害		■水道施設 14 箇所 被害額：1,538 千円 ■畜産業(豚舎 1 棟、豚 110 頭) 被害額：13,651 千円	■危険物施設 1 箇所 ■消防施設(器具置場) 1 箇所 被害額：146 千円
消防機関の活動人員		■消防職員 延 105 人(能代地区消防本部)	

(エ)地震被害想定

- ・大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、本町ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また、本町がどのような状況におかれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生の可能性がある地震(想定地震)によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容(前提条件)を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、その想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。
- ・このような考えのもとに、町では県が実施した地震被害想定調査を踏まえ、町に被害を及ぼすと想定される地震を検討し、その物的・人的被害の状況を予測して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提条件として、町及び各防災機関の震災対策に活用する。

※陸域地震の長期評価(地震調査研究推進本部)

震源域	地震発生確率		
	30 年以内	50 年以内	100 年以内
1 能代断層帯	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
10 真昼山地東縁断層帯/北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%

※海域地震の長期評価(地震調査研究推進本部)

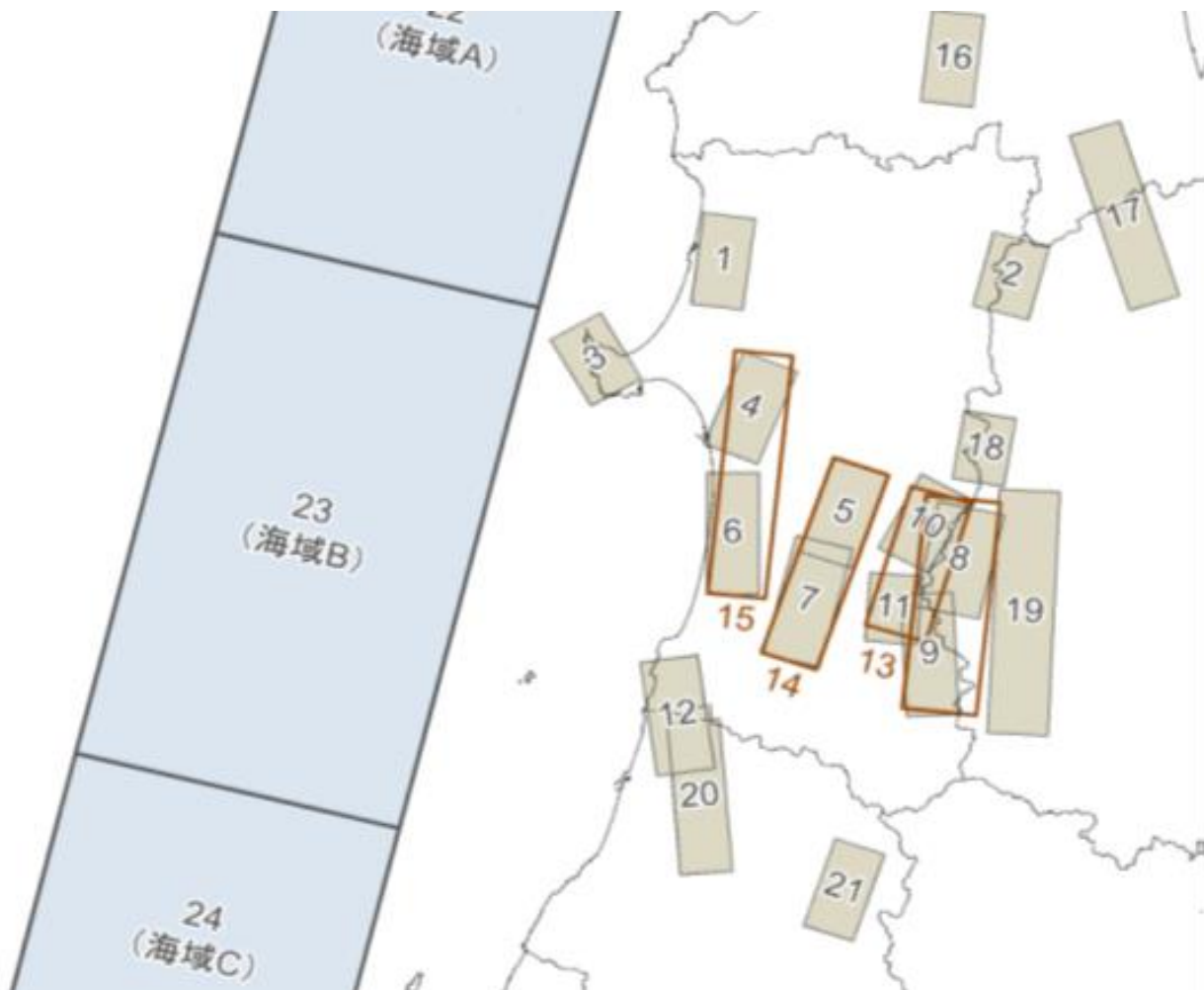
地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10 年以内	30 年以内	50 年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	海域 A 参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域 B 参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	

山形県沖の地震	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	海域C 参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	

(オ) 想定地震の設定

- ・歴史上、本県及び本町に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震であるが、想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震をもとに設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、秋田県独自で連動地震を設定した。秋田県に影響を及ぼすことが想定される 27 パターンの地震は、次のとおり。

【想定地震の震源域】



【想定地震一覧表（八峰町震度 5 以上）】

（※連動地震 ）

NO	想定地震	マグニチュード	設定根拠	最大震度予測	
				最大震度	八峰町
1	能代断層帯	7.1	国	7	6 強
3	男鹿地震	7.0	過去に発生	6 強	5 強
4	天長地震	7.2	過去に発生	7	5 強
6	北由利断層	7.3	国	7	5 弱
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	7	5 強
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自	7	5 弱
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自	7	5 強
17	折爪断層	7.6	国	6 強	5 弱
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国	6 弱	5 弱
22	海域 A(日本海中部地震を参考)	7.9	過去に発生	6 弱	6 弱
23	海域 B(佐渡島北方沖、秋田県沖、 山形県沖を参考)	7.9	県独自	6 強	6 弱
25	海域 A + B 連動	8.5	県独自	6 強	6 強
26	海域 B + C 連動	8.3	県単独	6 強	6 強
27	海域 A + B + C 連動	8.7	県独自	7	7

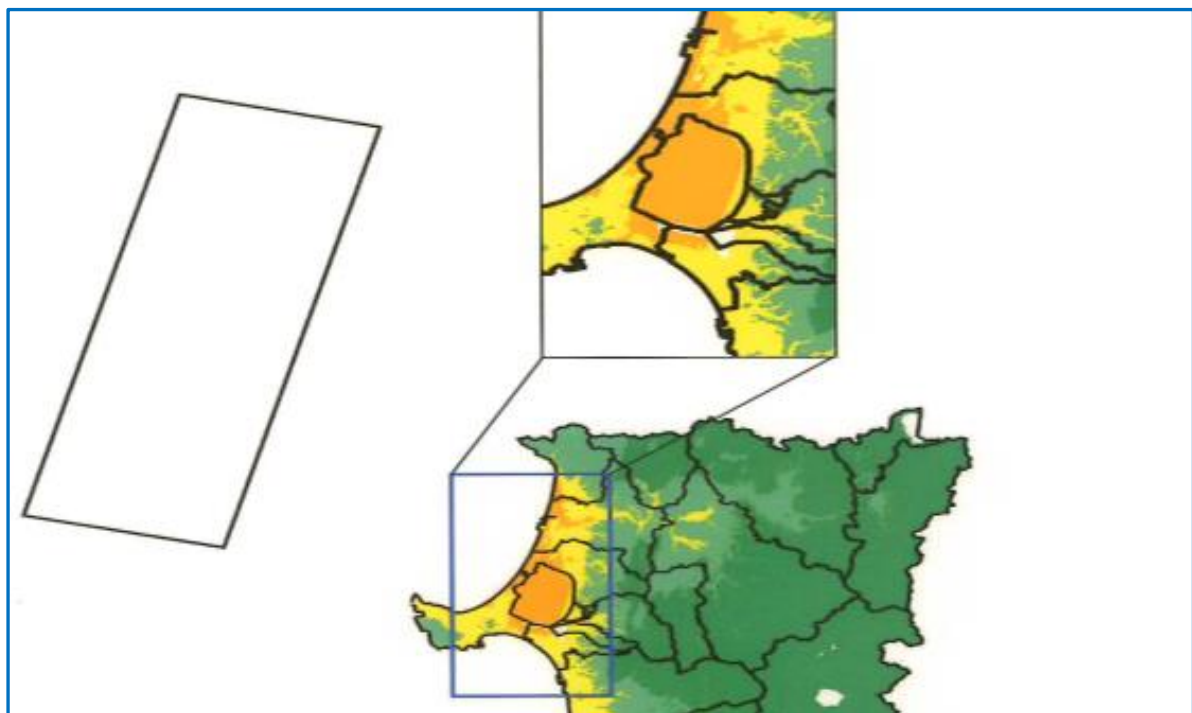
※地震振動予測結果

想定地震全 27 パターン（陸域 21 パターン、海域 6 パターン）のうち、町内で震度 6 弱以上の予測のものを図に示した。

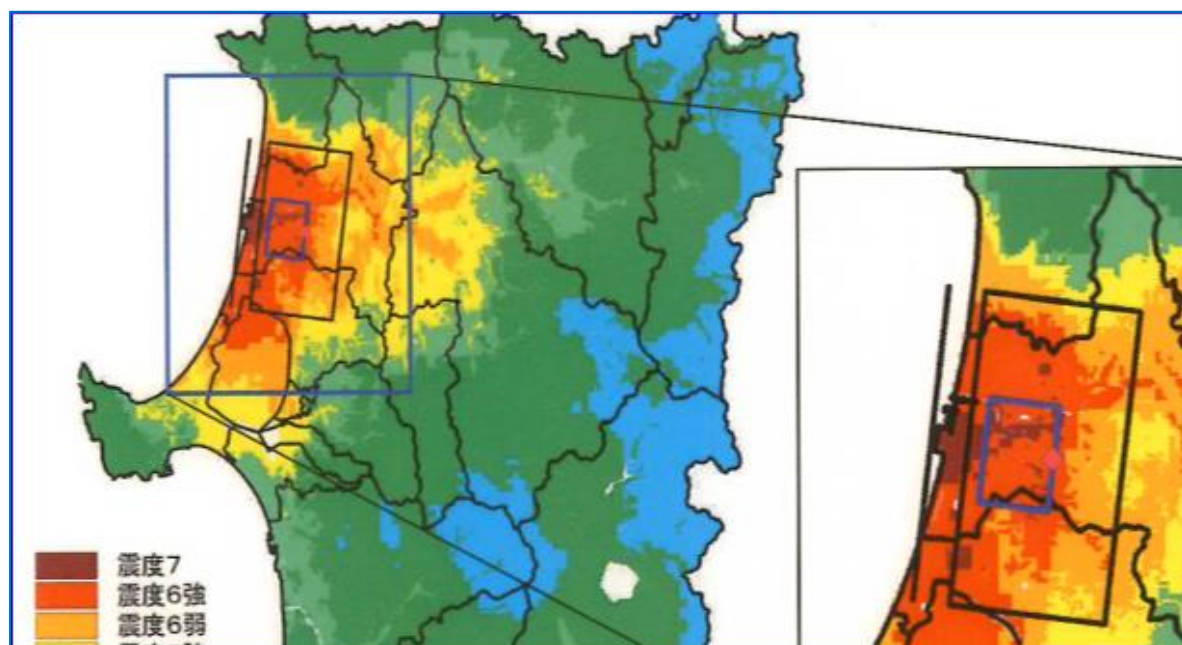
（※簡易法⇒過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法。）

（※詳細法⇒震源断層について、マグニチュード等のほかに、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地質構造等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法。）

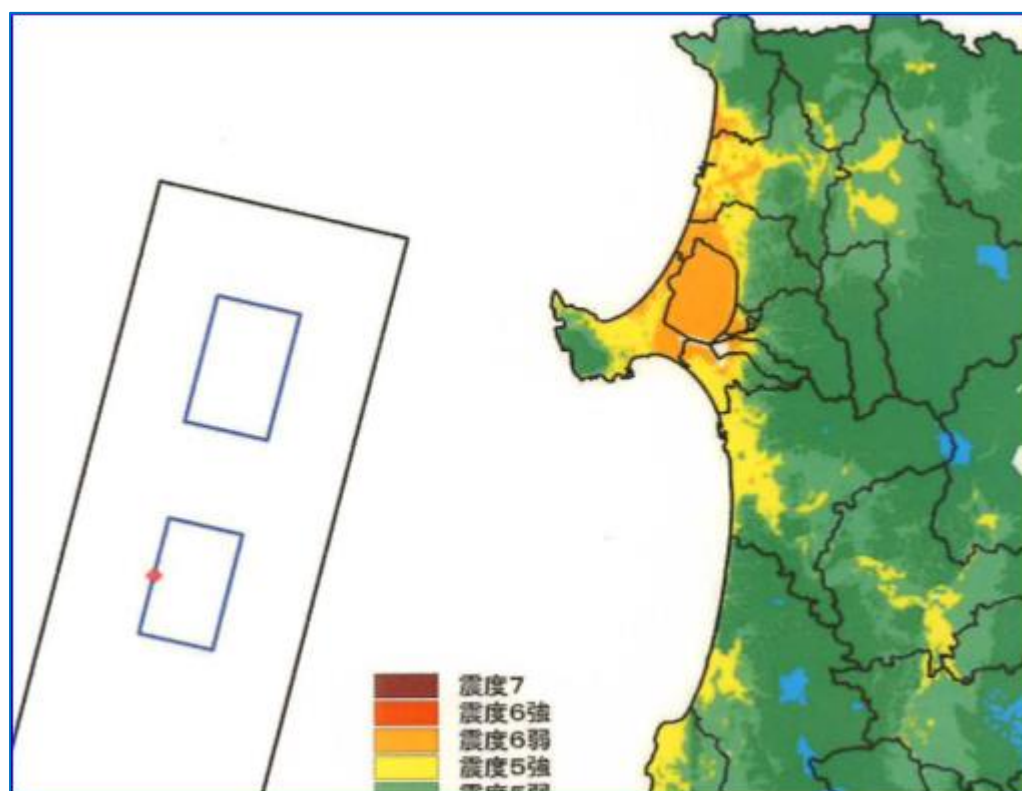
●NO 1 能代断層帯（M=7.1 最大震度：7）震度分布図 詳細法



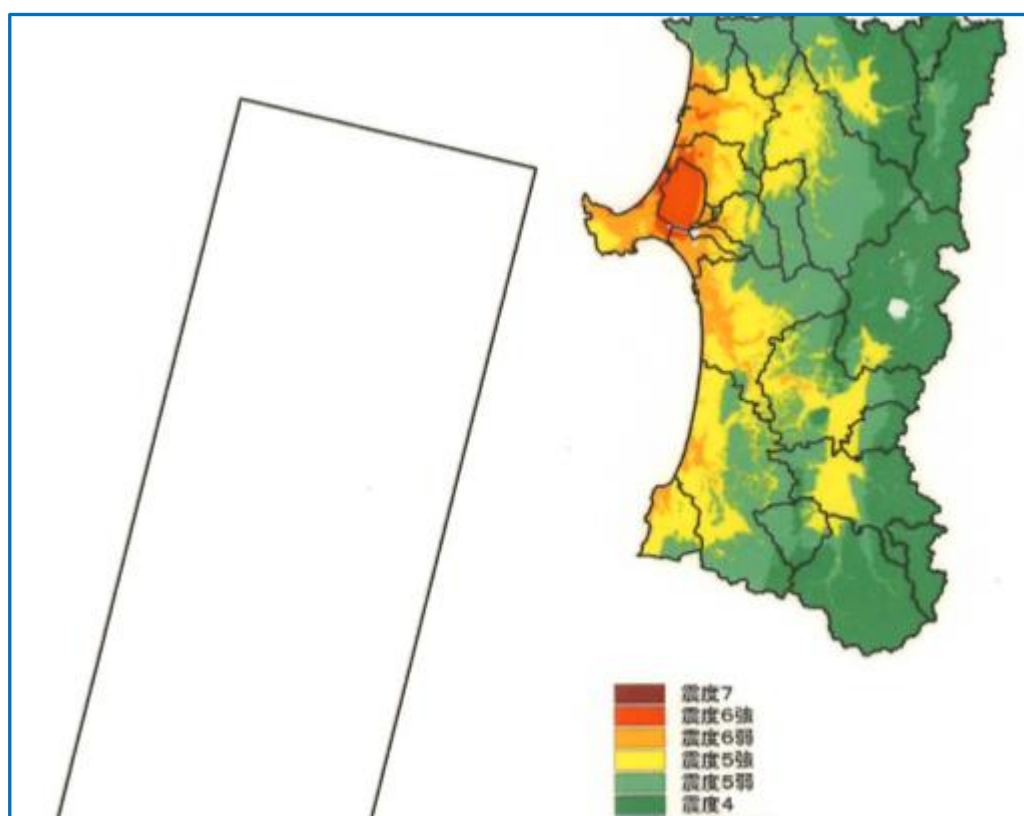
●NO 2 2. 海域 A (M=7.9 最大震度：6 弱) 震度分布図 簡易法



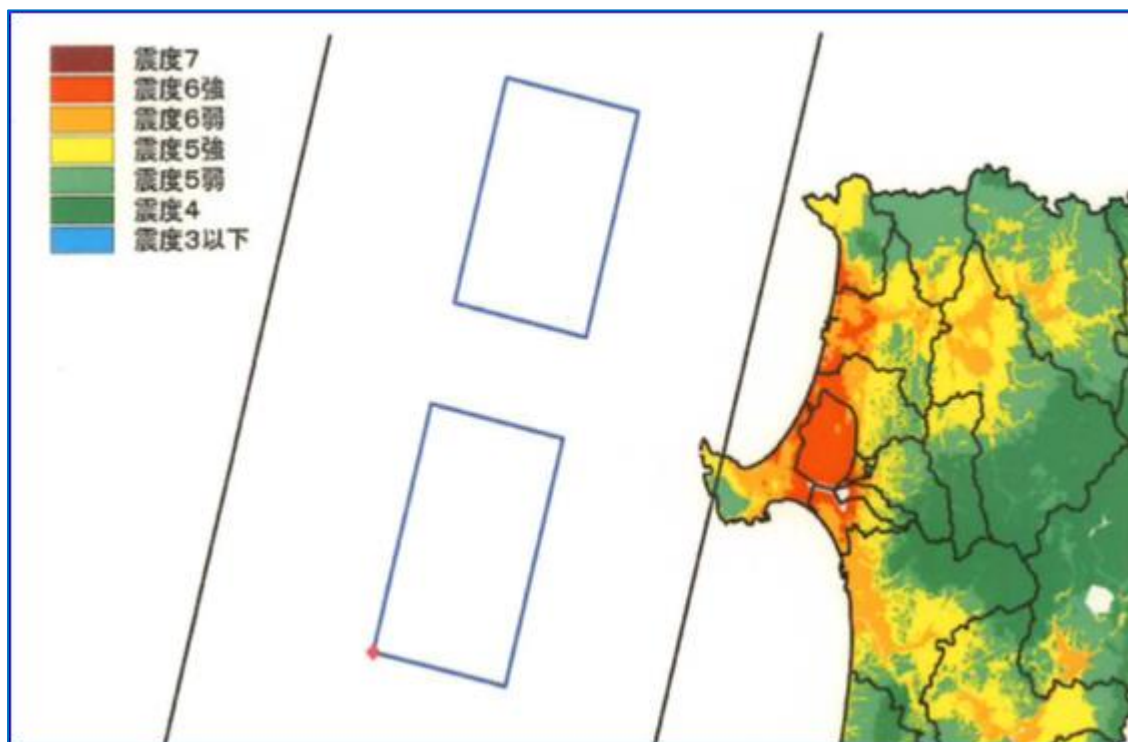
●NO 2 3. 海域 B (M=7.9 最大震度：6 強) 震度分布図 詳細法



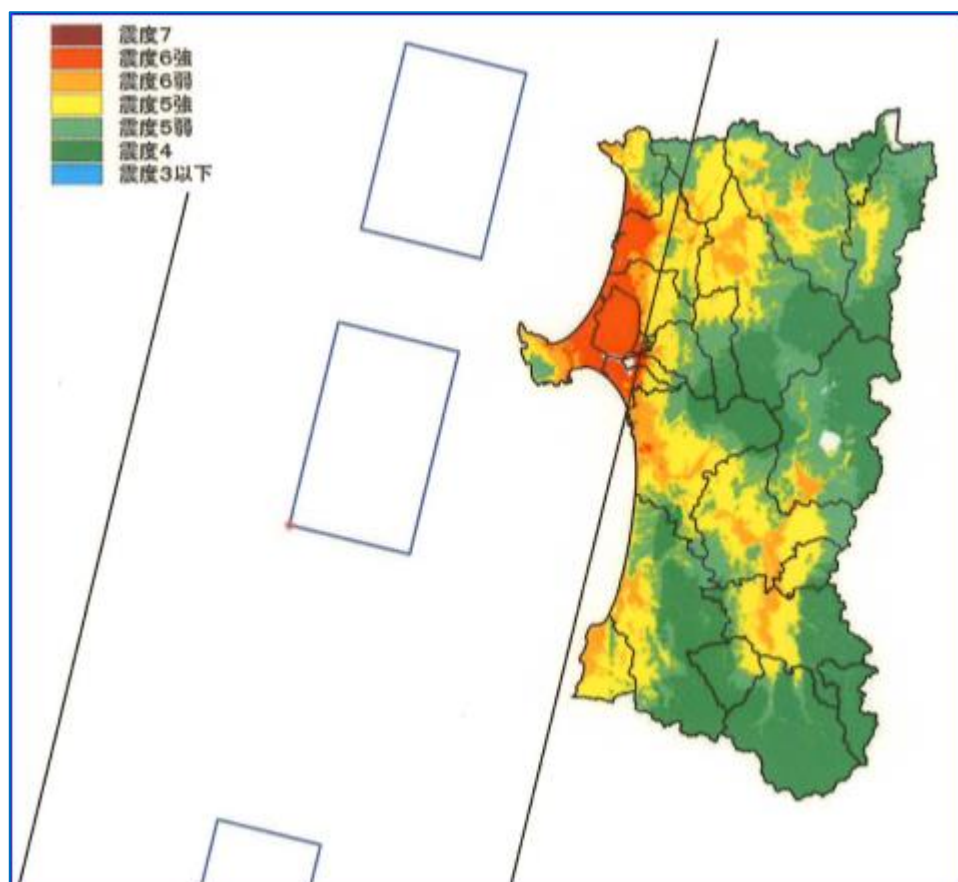
●NO 2 5. 海域A+B (M=8.5 最大震度：6 強) 震度分布図 詳細法



●NO 2 6. 海域 B+C (M=8.3 最大震度：6 強) 震度分布図 簡易法



●NO 2 7. 海域 A+B+C (M=8.7 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



(カ)指定避難場所・避難所(標高15m以上)

- ・地震の規模や発生する場所により、津波の高さは大きく変わります。また大雨などで洪水や土砂災害が発生する場合があります。このように状況によっては下記の避難場所(避難所)でも水没する場合がありますので、大津波警報、津波警報が発表された時、大雨などの場合は、より高い場所へ避難するようにしてください。

※指定避難場所(津波避難場所：ただし状況により判断が必要です)

	名 称	面積(㎡)	計画収容 人数(人)	管理者等	備 考
1	(旧)岩館小学校グラウンド	10,000	600	町	総務課 (76)2111
2	(旧)岩館子ども園広場	400	150	町	総務課 (76)2111
3	八森小学校グラウンド	10,000	1,000	校 長	八森小学校 (77)2222
4	(旧)八森中学校グラウンド	14,400	1,240	町	総務課 (76)2111
5	八峰町役場駐車場	20,000	1,600	町	総務課 (76)2111
6	(旧)岩子小学校グラウンド	5,000	400	町	総務課 (76)2111
7	峰浜小学校グラウンド	12,000	650	校 長	峰浜小学校 (76)2468
8	(旧)塙川小学校グラウンド	9,600	650	町	総務課 (76)2111
9	八峰中学校グラウンド	12,310	1,200	校 長	八峰中学校 (76)3972

※指定避難所(津波避難場所：ただし状況により判断が必要です)

	名 称	計画収容 人数(人)	管理者等	備 考
1	(旧)岩館小学校	600	町	総務課 (76)2111
2	八森小学校	1,000	校 長	八森小学校 (77)2222
3	八森体育館(旧八中体育館)	1,240	町	生涯学習課 (76)2323
4	八峰町役場	100	町	総務課 (76)2111
5	(旧)岩子小学校	400	管理者	総務課 (76)2111
6	峰浜小学校	650	校 長	峰浜小学校 (76)2468
7	(旧)塙川小学校	650	町	総務課 (76)2111
8	八峰中学校	1,200	校 長	八峰中学校 (76)3972

3. 商工業者の現況

本会管内の事業所数は、下記のとおりとなっている。

(令和4年3月31日現在)

商工業者数	会員数	小規模事業者数
348	227	325

業種別		業者数	商工業者数	小規模事業者数
			うち会員数	従業員20名以下 (商業サービス5名以下)
A	農業、林業	5	5	5
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	73	47	71
E	製造業	39	32	32
F	電気・ガス・熱供給・水道業 熱供給・水道業	0	0	0
G	情報通信業	1	0	1
H	運輸業、郵便業	15	8	12
I	卸売業、小売業	102	75	98
J	金融業、保険業	4	2	3
K	不動産業、物品賃貸業	3	1	3
L	学術研究専門・技術サービス業	10	4	9
M	宿泊業、飲食サービス業	27	19	26
N	生活関連サービス業・娯楽業	40	9	38
O	教育、学習支援	0	0	0
P	医療、福祉	5	3	5
Q	複合サービス事業	1	1	0
R	サービス業 (他に分類されないもの)	23	21	22
S	公務 (他に分類されないもの)	0	0	0
T	他に分類されない産業	0	0	0
小 計		348	227	325

4. これまでの防災への取組

(1) 町の取組

(ア) 地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

- ・災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、「八峰町地域防災計画」を策定。この計画は、八峰町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び町民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関と町民が持つ全機能を有効に発揮して、八峰町の地域及び町民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的とした、防災の最も基本となる計画であるが、国内での未曾有の大災害発生に合わせ、計画修正し今に至っている。
- ・また、平成 25 年 12 月には、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画が策定された。
- ・本町においても、国土強靱化の理念や基本計画を踏まえ、防災・減災等に関する施策を計画的に推進するための指針となる、「八峰町国土強靱化地域計画」を策定した。今後、国・県・民間事業者等とも連携しながら、本町における国土強靱化を推進する。

(イ) 防災に関する情報提供

◎土砂災害ハザードマップの作成

- ・本町には、大きな河川が無いことから、河川の氾濫による住家への大きな洪水被害は考えづらい。また、住家に被害を及ぼす急傾斜地や山林なども少ないことから、土砂災害のリスクも比較的少ないと考えられる。しかしながら、最近は短時間豪雨や局地的豪雨が増加傾向にあり、土砂災害や中小河川等の急な増水による浸水等の災害も多く見られることから、令和 3 年 3 月に土砂災害ハザードマップを作成し、ホームページ上で公開している。

◎津波ハザードマップの作成、標高看板の設置、避難路看板の設置

- ・海に面していることから地震津波に関して住民の関心は高い。昭和 58 年 5 月に発生した日本海中部地震による被害が甚大で、本町沿岸に津波が襲来し、八峰町内だけでも死者 17 名、建物、商工業、農林水産、土木被害などその被害額は、49 億 3 千万円にも及んだ。また、平成 23 年の東日本大震災では、今まで想定していなかった巨大な津波の襲来により、堤防の破壊、建物の倒壊、多くの人命が奪われるなど、多方面にわたり未曾有の被害を受けた。このため、本町では、津波ハザードマップを作成し関係地域のマップを全戸に配布したほか、主な施設や避難所に標高看板を設置、また海岸部や海沿いの集落に避難路看板を設置した。

◎防災行政無線（個別受信機・屋外子局等）の設置と情報提供

- ・災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、町民に必要な情報(①気象・災害、②避難情報、③あるいは注意喚起等)を提供することは、災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復につながる。
- ・八峰町防災行政無線は、平成 24 年度に同報系無線のデジタル化が終了しており

町内エリアを 100%カバーしているが、移動系無線については、安定的な通信の確保を図るため、今後、補助事業等を活用しデジタル化が必要である。

- ・同報系無線は、主要な防災関係施設をはじめ住家に個別受信機を整備しており、住民にリアルタイムで情報伝達が図られる。また、夜間、休日等においては八峰消防署の遠隔制御装置により対応している。

(ウ)防災訓練等の実施

◎八峰町総合防災訓練

- ・昭和 58 年 5 月に発生した「日本海中部地震」で発生した津波により、遠足に来ていた小学生や湾岸関係者など多くの方々が犠牲になりましたが、秋田県ではこの「日本海中部地震」が発生した日を「県民防災の日」と決めました。
- ・八峰町では、毎年この日またはその前後の休日に「八峰町総合防災訓練」を実施し、町民と防災関係者の防災意識高揚等を図っています。

➡訓練の想定

秋田県沖を震源とする地震発生により震度 6 弱以上の地震の発生と地域の沿岸に大津波警報が発令されたことを想定し、県、町、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効性ある訓練を実施することにより、町地域防災計画の習熟及び技術の向上、町民の防災意識高揚等を図る。

➡訓練項目

交通規制、避難(誘導指示)、情報伝達、災害対策本部設置、通信、救護所設置、炊き出し、救出・救護、初期消火、応急復旧等

◎災害防ぎょ訓練

- ・災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い防災体制が確立できるよう、定期的に通信訓練を行う。また、有線、町防災行政無線及び県総合防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保に関しても十分な検討と体制の整備に努める。

➡訓練項目

災害情報・伝達訓練、職員の動員訓練、災害対策本部設置、運営訓練、緊急輸送訓練、消防訓練、水防訓練、海難救助訓練、特殊災害防災訓練(列車事故、危険物の爆発事故等)、避難訓練、災害防ぎょ活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練、大規模停電を想定した訓練、津波等監視訓練ほか

(エ)防災備蓄品

- ・災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に町民の食料等が不足することが予想される。災害が発生した直後の町民の生活を維持するため、食料、その他生活必需品等の整備を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設設備の整備を進めている。一方、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する必要がある。
- ・備蓄数量は、地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定している。
- ・なお、備蓄は基本的に発災から 3 日間の備えるという考え方で決められており、①公的備蓄(備蓄計画に基づき町が備蓄)、②流通備蓄(流通業者や卸売業者の在庫活用、業者との協定によるもの)のほかに、「自助」「共助」「公助」の 3 つの連携を基本とし、③町民の備蓄(家庭内備蓄 3 日分相当の備蓄励行、事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導・要請)も含まれる。

◎備蓄計画の前提となる想定災害

- ・一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震としている。
 - (1) 想定地震：北由利断層 (M=7.3) 発生確率は 100 年以内に 6%以下と評価
 - (2) 発災時期：冬の 18 時
 - (3) 避難者数：139,193 人(発災から 1 日後の避難所への避難者)

◎備蓄目標

- ・県と市町村が最低限備蓄すべき共同備蓄品の量は、避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ 1/2 ずつとする。
※本町の目標数量は 120 人分程度(公助備蓄の 0.38%)

区 分	品 目	県及び市町村が最低限備蓄すべき量	八峰町の最低限備蓄すべき量 (0.38%分)	八峰町の備蓄実績 (R4.4.1)
食料品等	主食	242,700 食	923 食	3,808 食
	主食(お粥など)	46,800 食	178 食	200 食
	飲料水	292,400 ℓ	1,112 ℓ	3,024ℓ
	粉ミルク	82,400 g	314 g	3,950 g
	液体ミルク	－	－	20,520ml
	ほ乳瓶	220 本	1 本	142 本
防寒用品	毛布	65,000 枚	247 枚	1,847 枚
	石油ストーブ	660 台	3 台	23 台
衛生用品	トイレ	467,700 回分	1,778 回分	3,110 回分
	トイレットペーパー	14,700 巻	56 巻	216 巻
	紙おむつ(大人用)	13,700 枚	53 枚	716 枚
	紙おむつ(子供用)	9,800 枚	38 枚	1,400 枚
	生理用品	24,400 枚	93 枚	1,482 枚
発 電・照明機材	自家発電機	330 台	2 台	16 台
	投光器	660 台	3 台	11 台
	コードリール	660 台	3 台	12 台
	燃料タンク	990 台	4 台	17 台
そ の 他	タオル	65,000 枚	247 枚	627 枚
	給水袋(ポリタンク)	6,500 枚	25 枚	2,000 個
	医薬品セット	330 個	2 個	13 個

◎備蓄品の整備目標

■水道水等

- ・水道が断水となった地域に対し、飲料水、生活用水等の搬送を基本として、町は給水に必要な非常用飲料水袋を備蓄する。また、水道資機材の整備及び確保と飲料水の運搬に必要な給水タンク及び運搬車両の整備及び確保に努める。
- ・町民は、非常時に備えて飲料水(3 日分)と生活用水の汲み置き等で確保に努める。

■食 料

- ・町は災害発生直後に必要な物資として、次の品目の確保に努める。
(ご飯、お粥、ビスケット、粉ミルク、液体ミルク等)

- ・町民は、非常時に備えて非常用食料(3 日分)の確保に努める。
- 医薬品
 - ・医薬品については、医療の専門的な分野に属することから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。町は、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備に努める。

■生活必需品

- ・災害発生直後に必要な物資として、次の品目の確保に努める。
 - ㊦毛布、タオルケット、タオル ㊦肌着 ㊦暖房器具 ㊦日用品
 - ㊦光熱材料 ㊦簡易トイレ

(オ) 備蓄倉庫及び避難所の整備

◎備蓄倉庫の整備

- ・現在、町は既設公共施設(照明・発電機・暖房機器等設置済)の利用と備蓄倉庫を整備し、食料、生活必需品の備蓄を図っているが、今後も避難所となる小・中学校の余裕教室等を活用し、生活必需品、防災資機材の備蓄など計画的な推進を図っている。なお、令和3年3月には、役場庁舎に備蓄倉庫を1棟増設。

◎分散備蓄の実施

- ・災害時におけるリスクを少なくし、災害発生時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各避難所での分散備蓄を行うよう努める。

※備蓄場所の状況

備蓄場所の名称	施設の区分	避難所の指定	主な備蓄物資
新備蓄倉庫	役場	無	主食 1,593 食、飲料水 1,548ℓ、毛布 1,757 枚
八森小学校	学校	有	主食 300 食、飲料水 240ℓ、毛布 10 枚
(旧)八森中学校	役場	有	主食 300 食、飲料水 300ℓ、毛布 10 枚
峰浜小学校	学校	有	主食 300 食、飲料水 240ℓ、毛布 10 枚
八峰中学校	学校	有	主食 415 食、飲料水 288ℓ、毛布 10 枚
(旧)埴川小学校	役場	有	主食 300 食、飲料水 240ℓ、毛布 10 枚
(旧)岩館小学校	役場	有	主食 300 食、飲料水 120ℓ、毛布 10 枚
(旧)岩子小学校	役場	有	毛布 10 枚
ファガス	教委	無	主食 150 食、飲料水 24ℓ、毛布 10 枚
峰栄館	教委	有	主食 150 食、飲料水 24ℓ、毛布 10 枚

(2) 商工会の取組

(ア) 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・これまでBCPに関するチラシ等が発行された際には、会員事業所への送付や来所者に対する配付などで周知に努めてきた。

(イ) 事業者BCP策定セミナーの開催

- ・これまでに単独でのセミナー開催実績はなく、県連合会主催会合や職員向け研修において危機管理対策やBCP策定の必要性に関して実施、本会役員、青年部女性部、職員等への周知等に取り組んでいる。

(ウ) 損害保険への加入促進

- ・小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

(エ)防災備品

- ・テント（２基）、ブルーシート、懐中電灯、ろうそく、携帯ラジオ、各種電池、スコップ、反射式ストーブ、灯油、木炭、マッチ・ライター、軍手、カセットコンロ、救急箱、非常食、工具類、ガムテープ、マスク、消毒液、ゴミ袋等を備蓄し、定期的に確認して非常時に備える。

II. 課 題

本町における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

1. 事業者BCPの策定が進んでいない

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、各企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定する必要があるが、管内の小規模事業者のほとんどがBCPに対して関心が低く、実際に「BCPとは何なのか」を理解しておらず、未着手の現状にある。こうした状況から、事業所BCPの策定に関する取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していない。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を図ることが必要となるため、普及・啓発活動に向けた、町、商工会の連携強化への必要性が高まっている。

2. 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社当との連携が必要である。

3. 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、選択基準等小規模事業者及び支援者の認識が不足しており、簡易版フォームをはじめとした小規模事業者向けの業種別・規模別BCP策定ツールが必要である。

4. 町と商工会の連携体制が整っていない

本町の場合最も懸念されるのは、地震・津波などの大規模災害時の対応であるが、地域防災計画上ではそれぞれの役割分担等が決められているものの、災害を想定した話し合いや訓練等が行われていないため、現状のままでは大規模災害発生時に町と商工会の連携・協力が難しい状況である。

5. 新型コロナウイルス感染症対策の行動計画の周知を図る

「八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画」の中には、地域・事業所における予防対策や協力要請等について記載されているが、十分に浸透しているとはいえない

い状況にある。行動計画を適切に実施することが、予防はもちろん新型コロナウイルス等が発生した場合の拡大防止につながるため、行動計画の周知を徹底し、感染症の発生前から地域対策、事業所対策を実施することが、発生後の事業継続や地域経済の維持につながるものとする。

Ⅲ. 目 標

災害等に対する事前準備や早期復旧を実現するため、町と商工会が連携を密にしながら事業者にはBCP策定を推進し、地域経済の停滞防止となるように災害に強い企業づくりを支援する。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡を円滑に行うため、町と商工会とにおける被害情報報告ルートを構築する。

3. 速やかな応急・復興支援策を行うための連絡体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4. インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策・施策の周知並びに支援

「八峰町新型コロナウイルス等対策行動計画」の周知を徹底し、また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

八峰町と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

多発する自然災害や事故、新型感染症等、日々の様々な経営リスクから事業者を守り、事業継続を支援するため、本事業計画における八峰町と商工会の役割を整理して発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

（1）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

（ア）商工会報等による啓発活動

商工会報に国・県・町の施策やリスク対応の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、本会ホームページにおいてもタイムリーな情報を発信していくことで、小規模事業者の意識向上を図る。また、必要に応じて、町の広報やホームページでも同様の情報発信を行い、連携して災害リスク対策の重要性を訴求する。

（イ）日常的な巡回訪問等による啓発活動

商工会職員が管内小規模事業者を巡回訪問し、県連合会や損保会社が発行するリスク管理に係るツールの提供や、津波ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

（ウ）リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得補償や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できる「リスク管理チェックシート」を用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取り組みや対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ「保険相談」等を実施する。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器設備の損害補償 ○商品・在庫等の損害補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債券回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の備え ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任（PL）・情報漏えい等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

(エ) 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援に当たっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所（冠水・浸水、土石流（雪崩）等）を優先して、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定セミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者への補足等継続支援や、セミナー参加者以外でBCP策定を進めている事業者に対する個別支援を行うとともに、リスク診断結果を踏まえたリスク軽減等解決に向けた対策を提案する。

(オ) 感染症対策

「八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画」の周知を徹底し、また、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止のための周知を行うとともに、“新たな生活様式”に対応するための補助金申請等を支援する。

(2) 小規模事業者に対する感染症拡大予防の周知

「八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画」の周知を徹底するとともに、国や県が定める「新しい生活様式」の周知を図る。

(3) 白神八峰商工会の事業継続計画の作成

本会における事業継続計画策定は令和3年3月より着手する。

(4) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、専門家派遣制度を活用するとともに、損保会社等に連携を依頼し協力を求める。

また、感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命、傷害保険・感染症特約付き休業補償等）の紹介等を実施する。その他、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(5) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の有無や取組状況、計画更新といった情報をデータベース化し、巡回訪問時のフォローアップツールとして活用する。

また、本町及び本会において定期的な担当者会議を開催し、情報共有を図りながら、改善点等について協議を行う。

(6) 訓練の実施

本会は本町が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、指示命令系統及び本町との連絡体制の確認等を行う。

【2. 発災後の対策】

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

（1）応急対策の実施可否の確認

（ア）応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で町と商工会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■町と商工会が連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを整備する。

（イ）役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

本町、本会それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
八峰町	○産業振興課職員：発災後1時間以内
白神八峰商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：3日以内に役員を通じ地区ごとの会員安否を確認

（ウ）安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県への報告は、本町から本会分も含めて行う。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
八峰町産業振興課	課長	課長補佐	秋田県産業政策課
白神八峰商工会	事務長	主査	八峰町産業振興課

（2）応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、両者間で協議し決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

■被害規模の目安及び想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない	応急対策なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に3回共有する（9時、12時、16時）
1週間～2週間以内	1日に2回共有する（9時、14時）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（9時）
1ヶ月超	2日に1回共有する

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

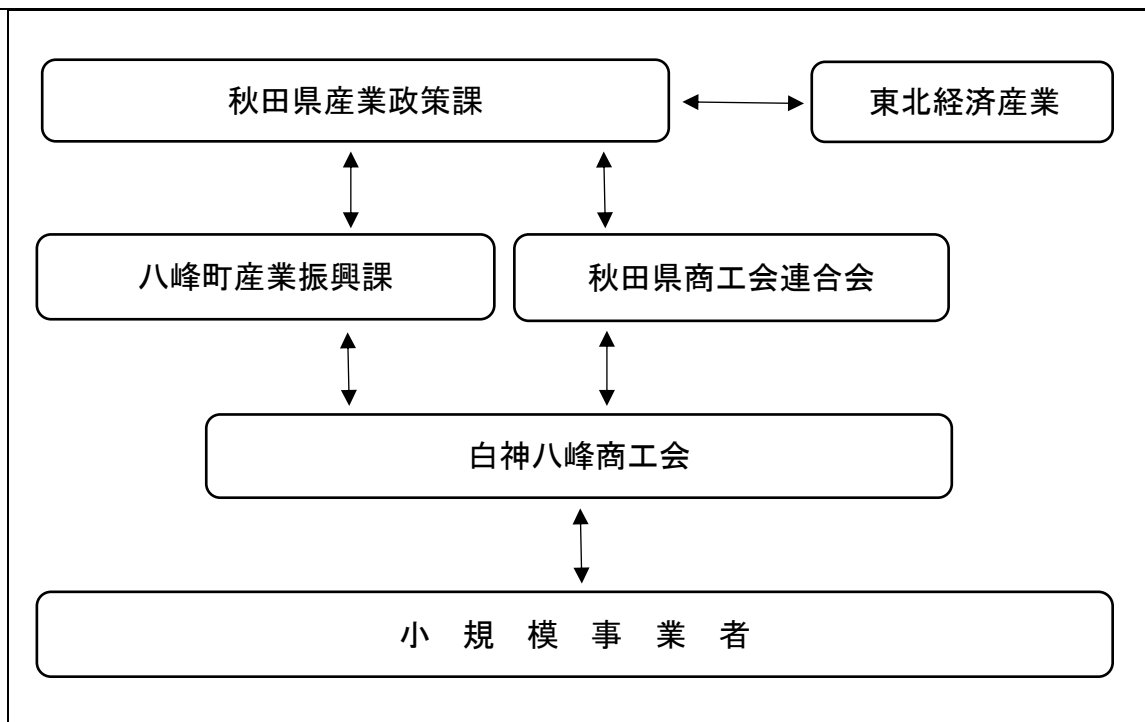
感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、本町と本会が共有した情報を県等の指定する方法にて報告する。

なお、連絡体制図は次のとおりである。

（1）指示命令系統・連絡体制図

災害発生時に、地域内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

■指揮命令・連絡体制図



（２）二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するための被災地における活動については、町産業振興課長が町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、本会に指示等を行う。

（３）被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、本町と本会の情報共有を迅速かつ的確に行うものとする。

（４）被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、県火災による査定価格を参考にするなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

（５）県等への報告方法

本町、本会で共有した情報については、県の指定する方法により本町から県へ報告するものとする。また、本会は県連合会へ報告するものとする。（感染症に係る情報についても同様）

【４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

（１）相談窓口の開設

本会は、本町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別要請を受けた場合はこれに従うものとする。

(2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		おおまかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

(3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、SNS、説明会等により地域内小規模事業者等へ周知する。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

(1) 県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

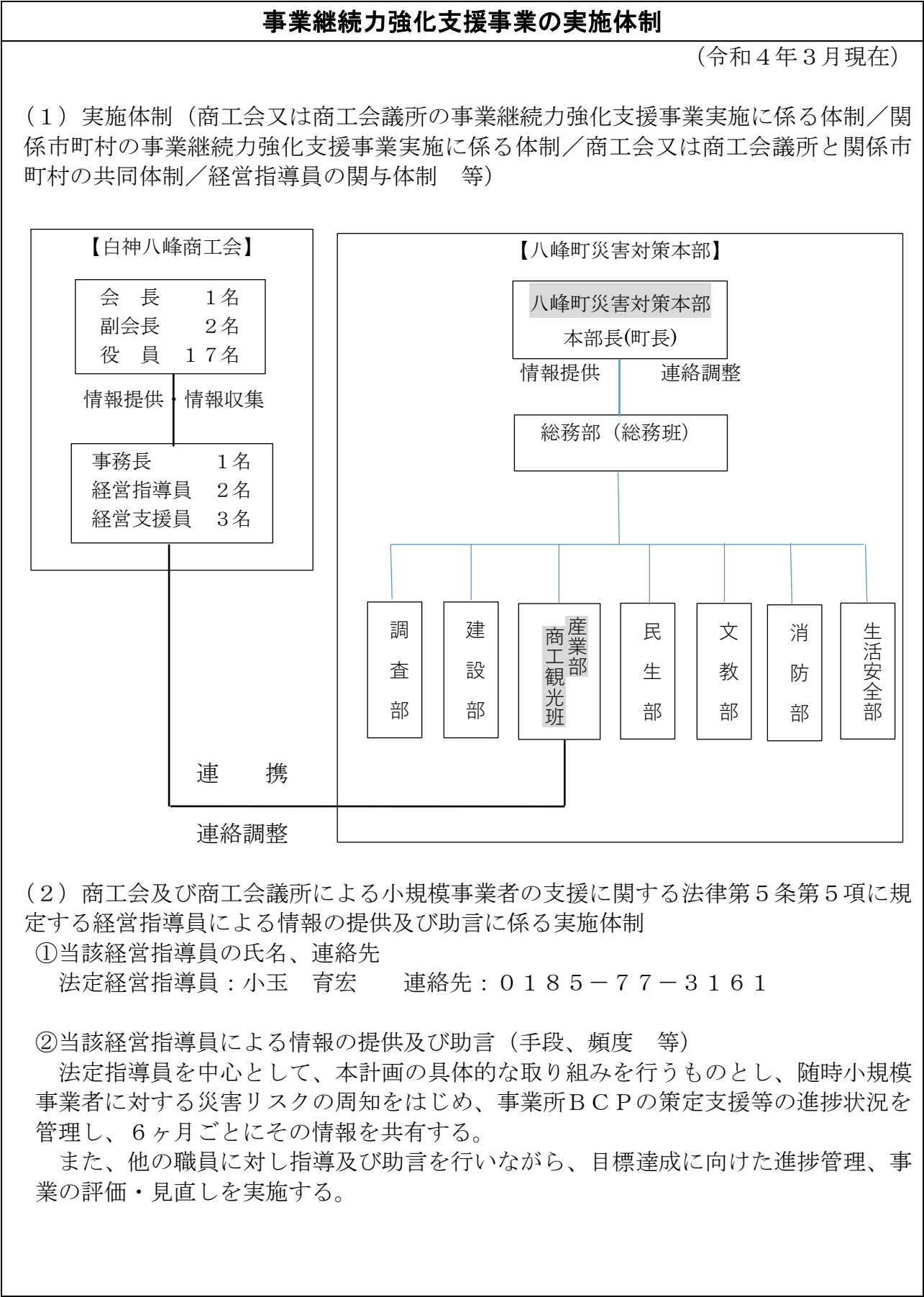
(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 2)

■事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

白神八峰商工会

〒018-2641 秋田県山本郡八峰町八森字中浜 4 1 番地 3

TEL : 0185-77-3161

FAX : 0185-77-3008

E-mail : sirakamihappo@skr-akita.or.jp

②関係市町村

八峰町役場 産業振興課

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 1 1 8

TEL : 0185-76-4605 (直通) ※役場代表 TEL : 0185-76-2111

FAX : 0185-76-2113

E-mail : sangyo@town.happou.akita.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
必要な資金の額	285	285	285	285	285
1. BCP 策定セミナー開催費 (講師謝金、旅費、ほか)	75	75	75	75	75
2. 専門家派遣事業 (講師謝金、旅費、ほか)	130	130	130	130	130
3. 広報発行 (印刷製本費、ほか)	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等 ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

◎資 料

(1)ハザードマップ（津波）

別紙：八峰町 防災ハザードマップ P5～P14

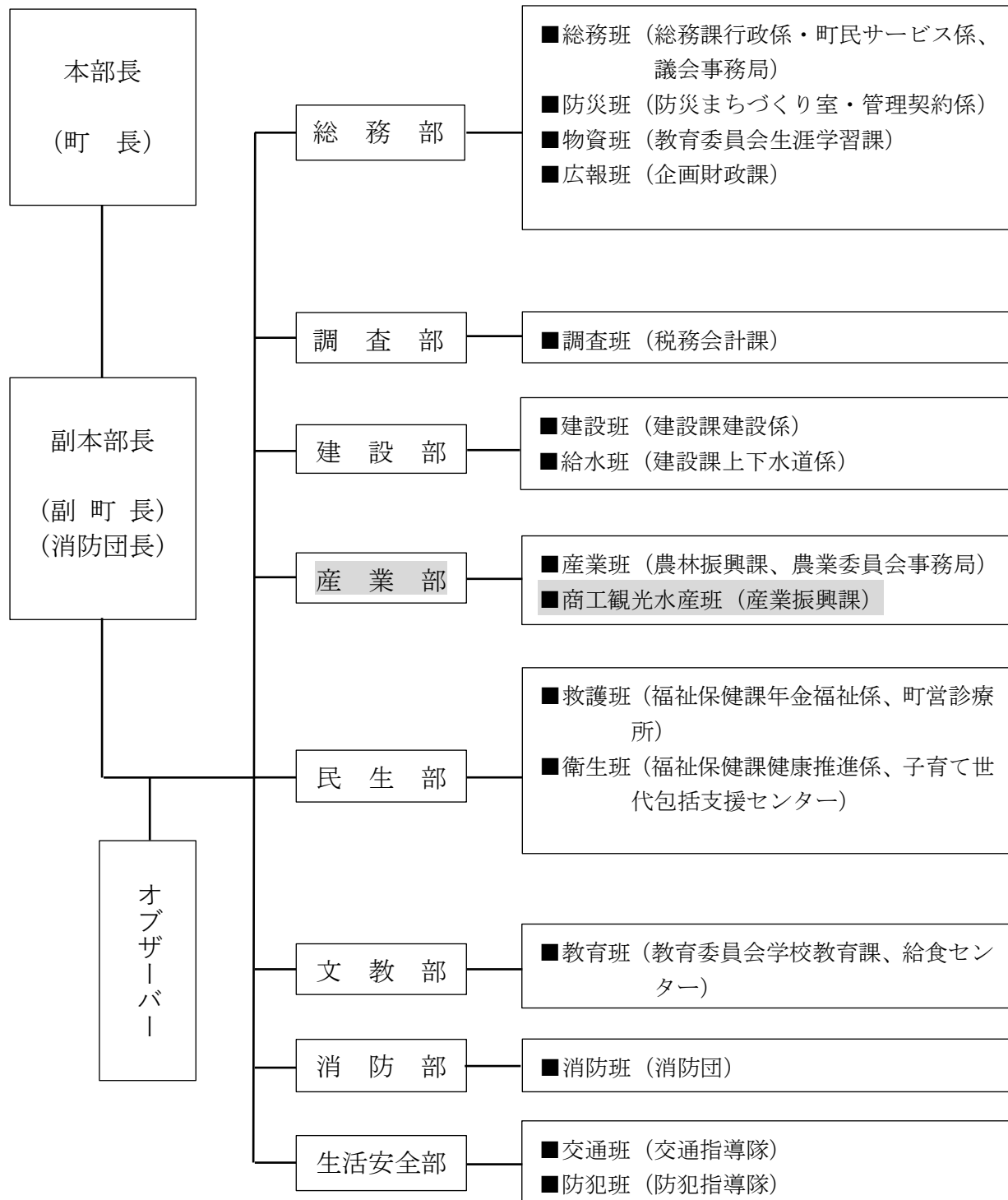
(2)ハザードマップ（土砂災害）

別紙：八峰町 防災ハザードマップ P15～P28

(3)ハザードマップ（避難場所・避難所）

別紙：八峰町 防災ハザードマップ P33～P34

※災害対策本部の構成(警戒部・連絡部設置時この事務分掌を準用する)



※各部・各班等の業務分掌

部	班	分 掌 事 務
■総 務 部	総 務 班	1. 各部の連絡調整に関すること 2. 動員及び陳情に関すること 3. 災害応急対策に関すること 4. 応急公用負担に関すること 5. 県及び他市町村への応援要請に関すること 6. 救助に関する動員及び物資の輸送に関すること 7. 災害予防及び応急対策に必要な人員及び機材等の輸送に関すること 8. 車両等の調達に関すること 9. 災害に伴う予算経理に関すること 10. 義援金(品)に関すること 11. 補助金、金融に関すること 12. 漂流物等の処理に関すること 13. 清掃施設及び火葬等施設の復旧、衛生維持に関すること 14. その他各班に属しないこと
	防 災 班	1. 関係機関の協力等の要請及び連絡に関すること 2. 要請及び非常招集に関すること 3. 県災害対策本部との連絡調整に関すること 4. 被害報告及び情報収集に関すること 5. 避難の指示に関すること 6. 警戒区域の設定に関すること 7. 防災行政無線による広報及び伝達に関すること
	物 資 班	1. 物資の供給要請・提供の受付に関すること 2. 救助食料、衣料、寝具及び日用品等の調達、斡旋に関すること
	広 報 班	1. 通信の確保に関すること 2. 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関すること 3. 報道機関との連絡調整に関すること 4. その他災害に必要な広報等に関すること
■調 査 部	調 査 班	1. 一般災害の調査及び確認に関すること 2. 罹災者把握に関すること 3. 危険区域の調査に関すること 4. その他災害予防調査に関すること
■建 設 部	建 設 班	1. 障害物の除去に関すること 2. 土木応急・復旧資材の確保に関すること 3. 道路交通の確保に関すること 4. 土木技術者及び従事者の確保に関すること 5. 土木災害の拡大防止及び土木被害の調査に関すること 6. 応急仮設住宅の建設に関すること 7. 住宅の応急修理に関すること 8. 住宅建設の融資に関すること 9. 建設技術者の確保に関すること 10. 国土交通省所管海岸保全施設の被害調査及び復旧対策に関すること

	給 水 班	1. 飲料水の確保・供給に関すること 2. 災害における簡易水道の衛生維持に関すること 3. 上下水道施設の復旧に関すること
■産 業 部	産 業 班	1. 農地・農業用施設の応急対策及び被害調査に関すること 2. 農林畜産関係の補助、融資等に関すること 3. 農薬・肥料及び家畜飼料の確保、斡旋に関すること 4. 農業被害の調査及び施設の復旧に関すること 5. 農業被害拡大防止に関すること 6. 畜産伝染病、予防対策及び施設の復旧に関すること 7. 斃死(へいし)鳥獣の処理に関すること 8. 林業関係被害の調査及び応急対策に関すること 9. 林産物及び復旧木材斡旋に関すること 10. 災害対策に要する資材・物資の把握及び調達に関すること
	商工観光水産班	1. 商工観光施設等の被害調査及び災害復旧に関すること 2. 罹災商工業者への融資・斡旋に関すること 3. 水産共同施設、漁船、漁具、水産物の被害調査及び災害対策に関すること 4. 罹災水産業者への融資・斡旋に関すること 5. 港湾海岸保全区域施設の被害調査及び復旧対策に関すること
■民 生 部	救 護 班	1. 避難所の設置に関すること 2. 炊出し、その他の食品・生活必需品の給与に関すること 3. 罹災者及び要配慮者の生活相談、援護に関すること 4. ボランティアの受け入れに関すること
	衛 生 班	1. 医療救護班の設置に関すること 2. 救護所の設置に関すること 3. 死体処理に関すること 4. 救急用医療及び衛生、防疫資機材の調達配分に関すること 5. 衛生関係施設の被害及び災害対策に関すること 6. 被害地の防疫及び清掃に関すること 7. 避難所等の防疫に関すること
■文 教 部	教 育 班	1. 学校施設及び社会教育施設の保全、復旧措置に関すること 2. 罹災児童生徒の救護に関すること 3. 応急教育に関すること 4. 保健衛生並びに学校給食の保全に関すること 5. 学校の動員要請に関すること 6. 学用品の調達配分に関すること
■消 防 部	消 防 班	1. 消防・水防活動に関すること 2. 近隣市町村との相互応援に関すること 3. 罹災者の救出に関すること 4. 遭難者又は行方不明者の捜索に関すること 5. 防災資機材の点検整備及び調達に関すること 6. 水門・樋門等の閉鎖及び管理に関すること
■生活安全部	交 通 班	1. 警戒・危険区域及び災害地の交通規制に関すること
	防 犯 班	1. 災害地の防犯に関すること